

決 定 書

異議申出人 秋間 一英 外2名

上記申出人（以下「申出人」という。）から令和5（2023）年5月2日付けで提起された令和5（2023）年4月23日執行の柏崎市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、柏崎市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における三宮直人の当選は無効とするとの決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

- 1 柏崎市議会議員選挙の開票結果において、三宮直人が最下位当選者となり秋間かずひでは一票差により落選が決定した。過去において前例のない最小得票差による決定である。
- 2 全体で無効票が576票（1.51%）もあった。氏名が「あ」で始まる候補者が5名おり、開票作業時に分類間違いがあった。秋間に投票したにもかかわらず、秋間への投票と認められなかった票が複数票あった。逆に秋間への投票と認められたにもかかわらず、他事記載その他を理由に無効とされた票が複数票あった。
- 3 選挙立会人が38,141枚の確認を4時間程度で行うことを強いられ、見逃しや確認漏れがあった。
- 4 担当職員から選挙立会人に対し、開票速報を出す都合により確認作業を急ぐように促され、十分な確認作業ができなかった。
- 5 投票用紙読み取り機の信頼性について疑念がある。
- 6 選挙の結果に異動を及ぼす可能性があり、上記2の誤りを考慮すれば、次点の秋間と最下位当選の三宮直人との逆転が確実の状況にある。
- 7 以上のとおり、秋間への投票が複数票加算されると、秋間の得票数が三宮の得票数を上回るため、三宮の当選は無効であり、三宮に代わる当選者は秋間である。

決定の理由

第1 本件異議申出の要件

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和5（2023）年4月24日から14日以内である同年5月2日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるので、当委員会はこの受受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

第2 当委員会の判断

その結果、本件選挙における開票事務は適正に執行されており、当選人の決定に影響を及ぼす事務処理の誤りのほか軽微な事務処理の誤りも見つからないことから、改めて本件選挙に係る票の再点検及び再計数を行うまでもないことを確認した。

また、申出人が主張する異議申出の理由についての審理結果は次のとおりである。

異議申出の理由の1については、適正に行われた開票作業の結果においては理由とならない。

2については、無効票は半数以上の白票を含んでおり、過去3回の市議会議員選挙と比較しても、特段多いものではない。また、票の分類作業においては候補者名で分類しており、五十音順で分類していないため分類間違いが発生する余地はない。「秋間に投票したにもかかわらず、秋間への投票と認められなかった票が複数票あった。逆に秋間への投票と認められたにもかかわらず、他事記載その他を理由に無効とされた票が複数票あった」という主張には根拠がない。

3、4については、10人の選挙立会人は当委員会の想定を大幅に上回る時間をかけて票の確認作業を行っており、見逃しや確認漏れがあったとは考えにくく、十分な確認作業ができなかったという主張は事実と異なる。

5については根拠がない。また、読取分類機で候補者別、^{あん}按分票、白票、分類不能な票に分類された票については点検係の職員が目視で1枚1枚票の表裏をチェックし、記載内容を確認していることで分類の正確性を担保している。

6及び7については、1から5が理由とならない、又は事実無根であることから、これを認めることはできない。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がないことから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年（2023年）5月11日

柏崎市選挙管理委員会
委員長 木村 あゆみ

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で新潟県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。